

## 《訂正》

「確定申告の早見表（平成 30 年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

24 頁(最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表(平成 31 年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額』の箇所に以下のとおり誤りがございました。訂正しお詫びいたします。

【誤】・・・(記載が 30 年度適用分の内容となっております)

【正】・・・(訂正は次の下線部分です)

注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合。900 万円、950 万円を超える場合は、控除額が異なります。(1000 万円を超える場合は適用不可)

配偶者の前年の合計所得金額(繰越損失控除前)が

- ① 38 万円を超え 90 万円以下・・・33 万円
- ② 90 万円を超え 120 万円以下・・・38 万円—(合計所得金額—83 万 1 円)\*
- ③ 120 万円を超え 123 万円以下・・・3 万円

\* ( ) 内の金額が 5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額の最大の金額とする。

なお、**所得税**の配偶者特別控除額は 18 頁に記載しております。

(編集) 日本税理士会連合会事業本部  
電話 03-5435-0945

(販売) 日本税理士協同組合連合会  
電話 03-5740-0920

# 確定申告の早見表

平成30年分

## 目次

〔平成31年3月申告用〕

所得税の税額表	……(2)頁
分離課税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算表	……(2)頁
復興特別所得税	……(2)頁
分離課税の上場株式等の配当所得・株式等の譲渡所得等・先物取引の譲渡所得等に対する所得税の計算表	……(3)頁
上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除	……(3)頁
公的年金等に係る雑所得の速算表	……(3)頁
簡易給与所得表	……(4)頁
給与所得控除額の速算表	……(12)頁
給与所得者の特定支出控除の特例	……(13)頁
退職所得控除額	……(13)頁
前もって提出をする申請書等	……(13)頁
ふるさと納税	……(13)頁
譲渡所得等の特別控除額	……(14)頁
事業専従者控除額等	……(14)頁
源泉徴収票等の添付書類	……(14)頁
株式の配当所得課税の所得税と住民税の組合せ別態様	……(15)頁
申告不要の配当所得について(所得税、住民税)	……(15)頁
所得控除・税額控除・添付書類一覧表	……(16)頁
所得控除額	……(16)頁
パート収入(共働き)と配偶者控除、配偶者特別控除額の早見表	……(18)頁
税額控除額	……(18)頁
態様別所得控除の適用一覧表	……(23)頁
個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表	……(24)頁
住民税(所得割額)の税率等	……(24)頁

日本税理士会連合会

## 個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表 (平成31年度以後適用分)

生命保険料控除額	次のイとロとハの合計額(最高7万円)	妻(専夫)除額	26万円(特定の寡婦は30万円)
	イ 一般の生命保険料控除(一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除)……「①の金額(最高35,000円)」と「②の合計額(最高28,000円)」とのいずれが多い方の金額	労働者除額	260,000円
	ロ 個人年金保険料控除(旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除)……「①の金額(最高35,000円)」と「②の合計額(最高28,000円)」とのいずれが多い方の金額	控扶除額	(各1人につき) 一般の控除対象扶養親族 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 同居老親等以外の者 380,000円 同居老親等 450,000円
	ハ 介護医療保険料控除……②の金額(最高28,000円)	控養除額	控除対象配偶者 最高330,000円 と除対象配偶者 最高380,000円
① 支払保険料が旧契約に係る旧保険料の場合 一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の区分ごとに次により計算した金額 ④15,000円以下…支払旧保険料の金額 ⑤15,000円超4万円以下…支払旧保険料×1/2+7,500円 ⑥4万円超7万円以下…支払旧保険料×1/4+17,500円 ⑦7万円超…35,000円	地震保険料控除額	支払地震保険料× $\frac{1}{2}$ (最高25,000円) ※旧長期損害保険料については、経過措置がある	
② 支払保険料が新契約に係る新保険料である 一般の新生命保険料と新個人年金保険料と医療保険料ごとに次により計算した金額 ⑧12,000円以下…支払新保険料の金額 ⑨12,000円超32,000円以下…支払新保険料×1/2+6,000円 ⑩32,000円超56,000円以下…支払新保険料×1/4+14,000円 ⑪56,000円超…28,000円	障害者控除額(各1人につき)	一般の障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	
	特配別控除額者	配偶者の前年の合計所得金額(繰越損失控除前)が ① 38万円を超え45万円未満……………33万円 ② 45万円を超え75万円未満……………38万円 ③ 75万円以上79万円未満……………3万円 ※( )内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( )内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。	
	基礎控除額	330,000円	

他の所得控除額(寄附金控除を除く。)の内容は所得税に同じ。

【正】

住民税の税率	……10%
住宅借入金等特別控除の調整税額控除(平成22年度から41年度まで適用) ※平成11年から18年まで又は21年から33年までの各年の入居者に限る。	(前借)※のイ※が、額控除額に算入
寄附金税額控除	次の①と②の合計額 ① 前年の(都)道府県・道府県の共同基金・前年の(都)道府県の公益増進法人など配当所得金額等(繰越) ② 前年の(都)道府県への寄附金 ※上記①の算式中的「所得」は、所得税の確定申告をした
確定申告の早見表	編集 日本税理士会 発売 日本税理士会

控配偶者(最高)別	(注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が90万円以下の場合。90万円、95万円を超える場合は、控除額が異なります。(1,000万円を超える場合は適用不可) 配偶者の前年の合計所得金額(繰越損失控除前)が ① 38万円を超え90万円以下……………33万円 ② 90万円を超え120万円以下……………38万円-(合計所得金額-83万1円)* ③ 120万円を超え123万円以下……………3万円 ※( )内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( )内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。
-----------	---



≪平成31年度以後適用分 (都) 道府県民税・市(区) 町村民税の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧≫

【参考】

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			(参考) 配偶者が給与所得のみの 場合の収入金額	
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)		
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	38万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円以下
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下		33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下		31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下		26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満
	100万円超 105万円以下		21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満
	105万円超 110万円以下		16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満
	110万円超 115万円以下		11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満
	115万円超 120万円以下		6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満
	120万円超 123万円以下		3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満
123万円超		0円	0円	0円	201万6千円以上	